

【ホームページに掲載が必要な施設基準等】

2025 年 6 月 1 日 現在

《食事療養の内容及び費用に関する事項》

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士の管理のもとに、適時（朝食：7 時 30 分頃、昼食：11 時 30 分頃、夕食：18 時 00 分頃）、適温で提供しております。

《医療情報取得加算》

当院は、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1 点
- 再診時（3 月に 1 回に限り算定） 1 点
- <※マイナ保険証の利用の有無に関わらず>

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うことになります。正確な情報を取得・活用する為に、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

《医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算》

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っています。

- ア) オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- イ) マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ウ) 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの導入を検討しています。

《個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行》

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の

算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方へ発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

《病院の入院基本料》

◆入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

◆2・3階病棟の看護職員配置の施設基準は一般病棟入院基本料急性期一般入院料2です。

2階病棟では、1日に8名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、4名以上の看護補助者がいます。

◆4階病棟の看護職員配置の施設基準は一般病棟入院基本料急性期一般入院料2です。

4階病棟では、1日に9名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、2名以上の看護補助者がいます。

《後発医薬品使用体制加算》

入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されています。医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分な説明を行っています。

《一般名処方》

当院の院外処方箋、有効成分の名称（一般名）で記載する一般名処方となります。一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者に安定的に薬物治療を提供することができます。医薬品の供給が不足した場合には治療計画の見直しを行う等、適切に対応する体制を有しています。また、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性が認められない場合に患者の希望を踏まえて処方等した場合は選定療養費となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分な説明を行っています。

《診療録管理体制加算》

当院は、患者の疾病について、十分な説明をするよう努めております。患者からの申し出により、カルテ開示等も行っております。不明な点やご相談内容等がございましたら、遠慮なく医師又は看護師。各科におたずね下さい。

《生活習慣病管理料》

当院では、「糖尿病」・「高血圧」・「脂質異常症」が主病の患者の個々に応じたより専門的・総合的な治療管理を行うため「生活習慣病管理料」を行っております。

※当院では患者の状態に応じ、28 日以上の長期処方及びリフィル処方箋の対応が可能です。

なお、長期処方やリフィル処方箋の交付の可否については、病状に応じて担当医が判断いたします。

※保険医療機関及び保険医療費担当規則に基づき、「投薬量に限度が定められている医薬品・一定の管理や観察が必要な薬剤及び湿布薬については、リフィル処方箋による投薬を行うことはできない。」と定められています。

リフィル処方箋が適用されない薬（例）

- 新薬
- 麻薬
- 向精神薬
- 抗がん剤
- 貼付剤(抗炎症薬など枚数制限のあるもの)

《入退院支援について》

当院では、患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者に対し、退院支援を行う為、退院支援及び地域連携を担う部門を設置し、当該部門に十分な経験を有する社会福祉士／看護師を配置し入退院支援等を行うにつき十分な体制を整えています。各病棟の入退院支援担当者は次の通りです。

【入退院支援に関する経験を有する者 ／ 入退院支援及び地域連携業務に専従（専任）に従事する者】

入退院支援部門に配置されている職員	（専従）	社会福祉士	（専任）	看護師
-------------------	------	-------	------	-----